

23京大施環化第40号
令和5年8月8日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊長博

原子炉施設保安規定変更承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、原子炉施設保安規定の変更承認を別紙のとおり申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立大学法人京都大学
住 所：京都府京都市左京区吉田本町36番地1
代表者の氏名：学長 湊 長博

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記載を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。ただし、下線は含まない。

3. 変更の理由

- (1) 長期施設管理方針の策定のため
- (2) 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の改正に対応させるため
- (3) 記載の適正化のため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認日以降、学長が別に定める日から施行する。

「京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安規定」 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(運転従事者等の義務)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 所員並びに研究炉及び臨界装置を実験に使用する者は、中央管理室長及び核燃料管理室長が第8条第1項及び第9条第1項のそれぞれの業務に関し行う指示に従わなければならない</p>	<p>(運転従事者等の義務)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 所員並びに研究炉及び臨界装置を実験に使用する者は、中央管理室長及び核燃料管理室長が第8条第1項及び第9条第1項のそれぞれの業務に関し行う指示に従わなければならない。</p>	記載の適正化(句点の追加)
<p>(運転の計画)</p> <p>第20条 所長は、研究炉の1年間の運転計画(以下「年間運転計画」という。)を年毎に又は年度毎にたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(運転の計画)</p> <p>第20条 所長は、研究炉の1年間の運転計画(以下「年間運転計画」という。)を年ごとに又は年度ごとにたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2～6 (同 左)</p>	記載の適正化(「毎」→「ごと」)
<p>(運転の再開)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 所長は、前項に規定する運転の再開を承認するに当たっては、研究炉主任技術者から運転停止の原因が除かれ、及び研究炉が正常に復したことの確認の報告を受け、中央管理室長及び関連する原子炉施設等の責任者から当該施設等が正常に復したことの確認の報告を受け、かつ、関係方面との協議を終えなければならない</p>	<p>(運転の再開)</p> <p>第40条 (同 左)</p> <p>2 所長は、前項に規定する運転の再開を承認するに当たっては、研究炉主任技術者から運転停止の原因が除かれ、及び研究炉が正常に復したことの確認の報告を受け、中央管理室長及び関連する原子炉施設等の責任者から当該施設等が正常に復したことの確認の報告を受け、かつ、関係方面との協議を終えなければならない。</p>	記載の適正化(句点の追加)
<p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の措置</p>	<p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の処置</p>	記載の適正化

<p>(運転の計画)</p> <p>第59条 所長は、臨界装置の1年間の利用計画（以下「年間利用計画」という。）を年毎に又は年度毎にたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項に定める年間利用計画に基づき、臨界装置の運転計画をたて、臨界装置に関しての保安の監督をする主任技術者（以下「臨界装置主任技術者」という。）の承認を受けなければならない</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(運転の計画)</p> <p>第59条 所長は、臨界装置の1年間の利用計画（以下「年間利用計画」という。）を年ごとに又は年度ごとにたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項に定める年間利用計画に基づき、臨界装置の運転計画をたて、臨界装置に関しての保安の監督をする主任技術者（以下「臨界装置主任技術者」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>3～6 (同 左)</p>	<p>記載の適正化(毎→「ごと」及び句点の追加)</p>
<p>(放射線管理部の業務)</p> <p>第103条 放射線管理部の業務の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 人体の被ばく線量及び放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）の測定に関すること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 外部放射線に係る線量率、水中及び空気中の放射性物質の濃度並びに放射性物質の表面密度の監視並びに測定に関すること</p> <p>(6)～(14) } (略)</p> <p>2・3 }</p>	<p>(放射線管理部の業務)</p> <p>第103条 放射線管理部の業務の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 人体の被ばく線量及び放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）の測定に関すること。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 外部放射線に係る線量率、水中及び空気中の放射性物質の濃度並びに放射性物質の表面密度の監視並びに測定に関すること。</p> <p>(6)～(14) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p>	<p>記載の適正化(句点の追加)</p>
<p>(管理区域)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8－2までに示すとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 30 m³タンク</p> <p>(5)～(15) } (略)</p> <p>3～5 }</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第104条 (同 左)</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8－2までに示すとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 30 m³タンク</p> <p>(5)～(15) } (同 左)</p> <p>3～5 }</p>	<p>記載の適正化(立方の3を全角に変更)</p>

<p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置)</p> <p>第120条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の監視の結果に異常を認めた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに主任技術者、放射線取扱主任者及び中央管理室長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置)</p> <p>第120条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の監視の結果に異常を認めた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに主任技術者、放射線取扱主任者及び中央管理室長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 (同 左)</p>	<p>記載の適正化(句点を半角カナから全角に変更)</p>
<p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 (同 左)</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度ごとに作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 (同 左)</p>	<p>記載の適正化(「毎」→「ごと」)</p>
<p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 } (略)</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が炉規則第16の14第1号から第12号までに定める事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を<u>10日以内</u>に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p>	<p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 } (略)</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が炉規則第16条の14第1号から第12号までに定める事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を<u>遅滞なく</u>原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p>	<p>記載の適正化(「条」の追加)</p> <p>試験炉規則の改正に伴う変更</p>
<p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化</p>	<p>記載の適正化(「毎」→「ごと」)</p>

<p>関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従い行うものとする。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間<u>毎</u>に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間<u>毎</u>に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針（以下「長期施設管理方針」という。）を策定すること。</p> <p>ロ イの評価及び方針について、10年を超えない期間<u>毎</u>に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従い行うものとする。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間<u>ごと</u>に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間<u>ごと</u>に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針（以下「長期施設管理方針」という。）を策定すること。</p> <p>ロ イの評価及び方針について、10年を超えない期間<u>ごと</u>に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ハ (同 左)</p>	
<p>(無し)</p>	<p>(長期施設管理方針) 第155条の2 第151条第1項第2号に基づき策定する長期施設管理方針は、別表第24の2に示すものとする。</p>	<p>長期施設管理方針の条項を新設</p>
<p>(不適合管理) 第163条 (略)</p>	<p>(不適合管理) 第163条 (同 左)</p>	<p>記載の適正化(句点の</p>

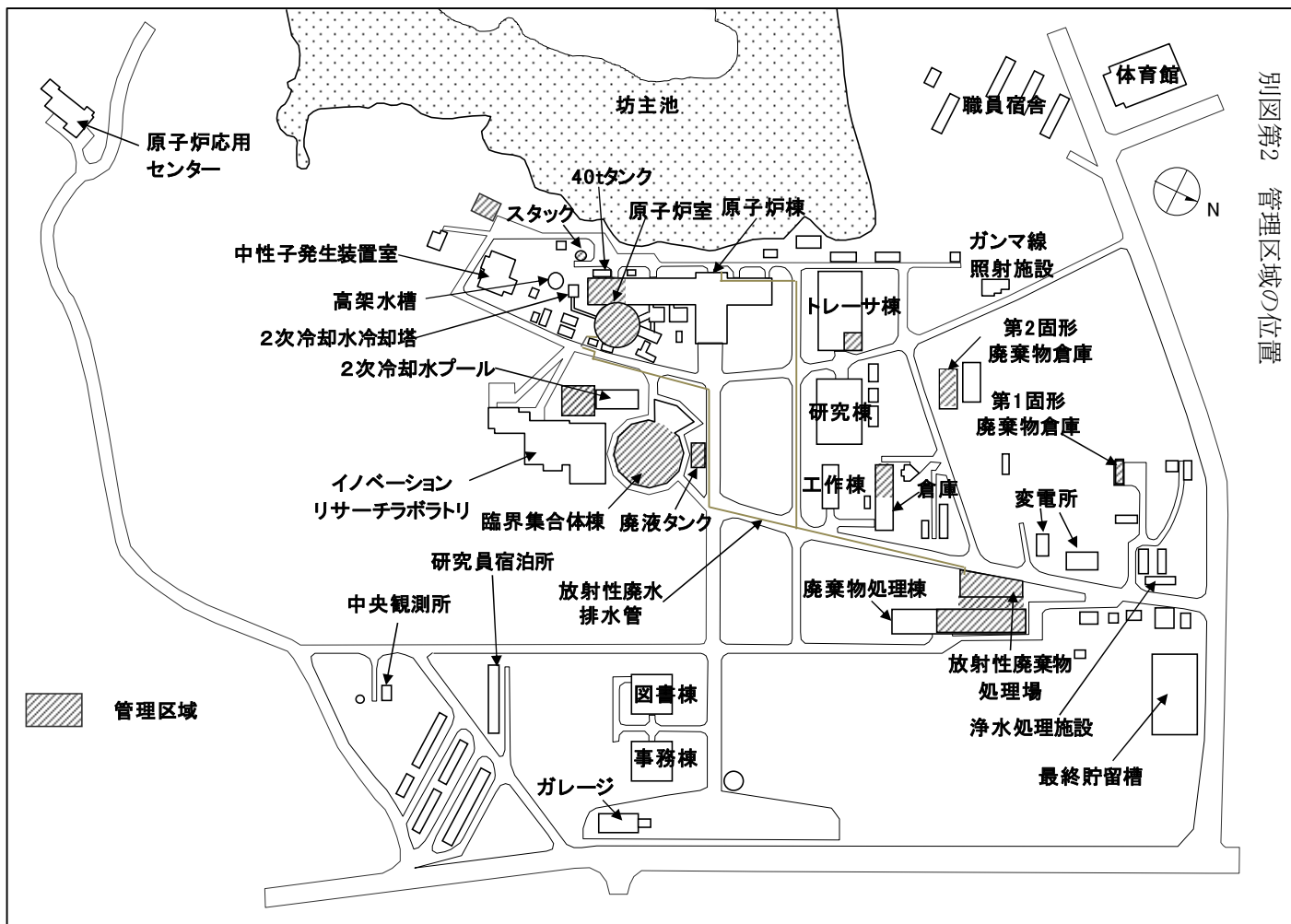
<p>2～4 (略)</p> <p>5 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>2～4 (同 左)</p> <p>5 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>6・7 (同 左)</p>	<p>前の不要な半角スペースの除去</p>																																																																								
<p>別表第2 1 品質マネジメントシステムに係る教育 (第130条)</p> <table border="1" data-bbox="96 443 1055 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>品質保証に係る組織に属する所員</th> <th>品質保証責任者</th> <th>内部監査責任者及び内部監査委員</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメント計画書</td> <td></td> <td>30分以上</td> <td></td> <td></td> <td>当初1回並びに改定のつど*2</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント文書及び記録(書式)*1</td> <td></td> <td>30分以上</td> <td></td> <td></td> <td>当初1回並びに策定又は改定のつど*2</td> </tr> <tr> <td>上欄の2項目に対する再教育</td> <td></td> <td>15分以上</td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメントシステムに関する知識</td> <td></td> <td></td> <td>7時間以上</td> <td></td> <td>選任時</td> </tr> <tr> <td>内部監査の実施方法</td> <td></td> <td></td> <td>7時間以上*3</td> <td>7時間以上</td> <td>選任時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象者	品質保証に係る組織に属する所員	品質保証責任者	内部監査責任者及び内部監査委員	頻度	品質マネジメント計画書		30分以上			当初1回並びに改定のつど*2	品質マネジメント文書及び記録(書式)*1		30分以上			当初1回並びに策定又は改定のつど*2	上欄の2項目に対する再教育		15分以上			毎年度	品質マネジメントシステムに関する知識			7時間以上		選任時	内部監査の実施方法			7時間以上*3	7時間以上	選任時	<p>別表第2 1 品質マネジメントシステムに係る教育 (第130条)</p> <table border="1" data-bbox="1077 443 2018 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>品質マネジメントシステムに係る組織に属する所員</th> <th>品質保証責任者</th> <th>内部監査責任者及び内部監査委員</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメント計画書</td> <td></td> <td>30分以上</td> <td></td> <td></td> <td>当初1回並びに改定のつど*2</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント文書及び記録(書式)*1</td> <td></td> <td>30分以上</td> <td></td> <td></td> <td>当初1回並びに策定又は改定のつど*2</td> </tr> <tr> <td>上欄の2項目に対する再教育</td> <td></td> <td>15分以上</td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメントシステムに関する知識</td> <td></td> <td></td> <td>7時間以上</td> <td></td> <td>選任時</td> </tr> <tr> <td>内部監査の実施方法</td> <td></td> <td></td> <td>7時間以上*3</td> <td>7時間以上</td> <td>選任時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象者	品質マネジメントシステムに係る組織に属する所員	品質保証責任者	内部監査責任者及び内部監査委員	頻度	品質マネジメント計画書		30分以上			当初1回並びに改定のつど*2	品質マネジメント文書及び記録(書式)*1		30分以上			当初1回並びに策定又は改定のつど*2	上欄の2項目に対する再教育		15分以上			毎年度	品質マネジメントシステムに関する知識			7時間以上		選任時	内部監査の実施方法			7時間以上*3	7時間以上	選任時	<p>記載の適正化(「品質保証」→「品質マネジメントシステム」)</p>
項目	対象者	品質保証に係る組織に属する所員	品質保証責任者	内部監査責任者及び内部監査委員	頻度																																																																					
品質マネジメント計画書		30分以上			当初1回並びに改定のつど*2																																																																					
品質マネジメント文書及び記録(書式)*1		30分以上			当初1回並びに策定又は改定のつど*2																																																																					
上欄の2項目に対する再教育		15分以上			毎年度																																																																					
品質マネジメントシステムに関する知識			7時間以上		選任時																																																																					
内部監査の実施方法			7時間以上*3	7時間以上	選任時																																																																					
項目	対象者	品質マネジメントシステムに係る組織に属する所員	品質保証責任者	内部監査責任者及び内部監査委員	頻度																																																																					
品質マネジメント計画書		30分以上			当初1回並びに改定のつど*2																																																																					
品質マネジメント文書及び記録(書式)*1		30分以上			当初1回並びに策定又は改定のつど*2																																																																					
上欄の2項目に対する再教育		15分以上			毎年度																																																																					
品質マネジメントシステムに関する知識			7時間以上		選任時																																																																					
内部監査の実施方法			7時間以上*3	7時間以上	選任時																																																																					
<p>(無し)</p>	<p>別表第2 4の2 長期施設管理方針 (第155条の2)</p> <table border="1" data-bbox="1111 967 1966 1310"> <tbody> <tr> <td>原子炉名</td> <td>長期施設管理方針 (始期：2023年12月1日、適用期間：10年間)</td> </tr> <tr> <td>研究炉</td> <td>炉心タンクの腐食については、直近に行った調査から10年を超えない期間中に超音波を用いた調査の実施計画を策定する。</td> </tr> <tr> <td>臨界装置</td> <td>高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉名	長期施設管理方針 (始期：2023年12月1日、適用期間：10年間)	研究炉	炉心タンクの腐食については、直近に行った調査から10年を超えない期間中に超音波を用いた調査の実施計画を策定する。	臨界装置	高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。	<p>長期施設管理方針の条項の新設に伴い新規追加</p>																																																																		
原子炉名	長期施設管理方針 (始期：2023年12月1日、適用期間：10年間)																																																																									
研究炉	炉心タンクの腐食については、直近に行った調査から10年を超えない期間中に超音波を用いた調査の実施計画を策定する。																																																																									
臨界装置	高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。																																																																									
<p>別表第3 0 研究炉に関する放射線管理の記録 (第167条(6))</p>	<p>別表第3 0 研究炉に関する放射線管理の記録 (第167条(6))</p>	<p>記載の適正</p>																																																																								

<p>【トの項目の最左欄】</p> <p>ト 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を<u>総長</u>に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び翌年1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により<u>総長</u>が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	<p>【トの項目の最左欄】</p> <p>ト 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を<u>学長</u>に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び翌年1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により<u>学長</u>が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	<p>化（<u>総長</u>） → <u>学長</u>）</p>
<p>別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録（第167条(6)）</p> <p>【トの項目の保存期間の欄】</p> <p>この記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において<u>総長</u>がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	<p>別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録（第167条(6)）</p> <p>【トの項目の保存期間の欄】</p> <p>この記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において<u>学長</u>がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	<p>記載の適正化（<u>総長</u>） → <u>学長</u>）</p>

変更前 / 変更後

変更内容

別図第2 管理区域の位置

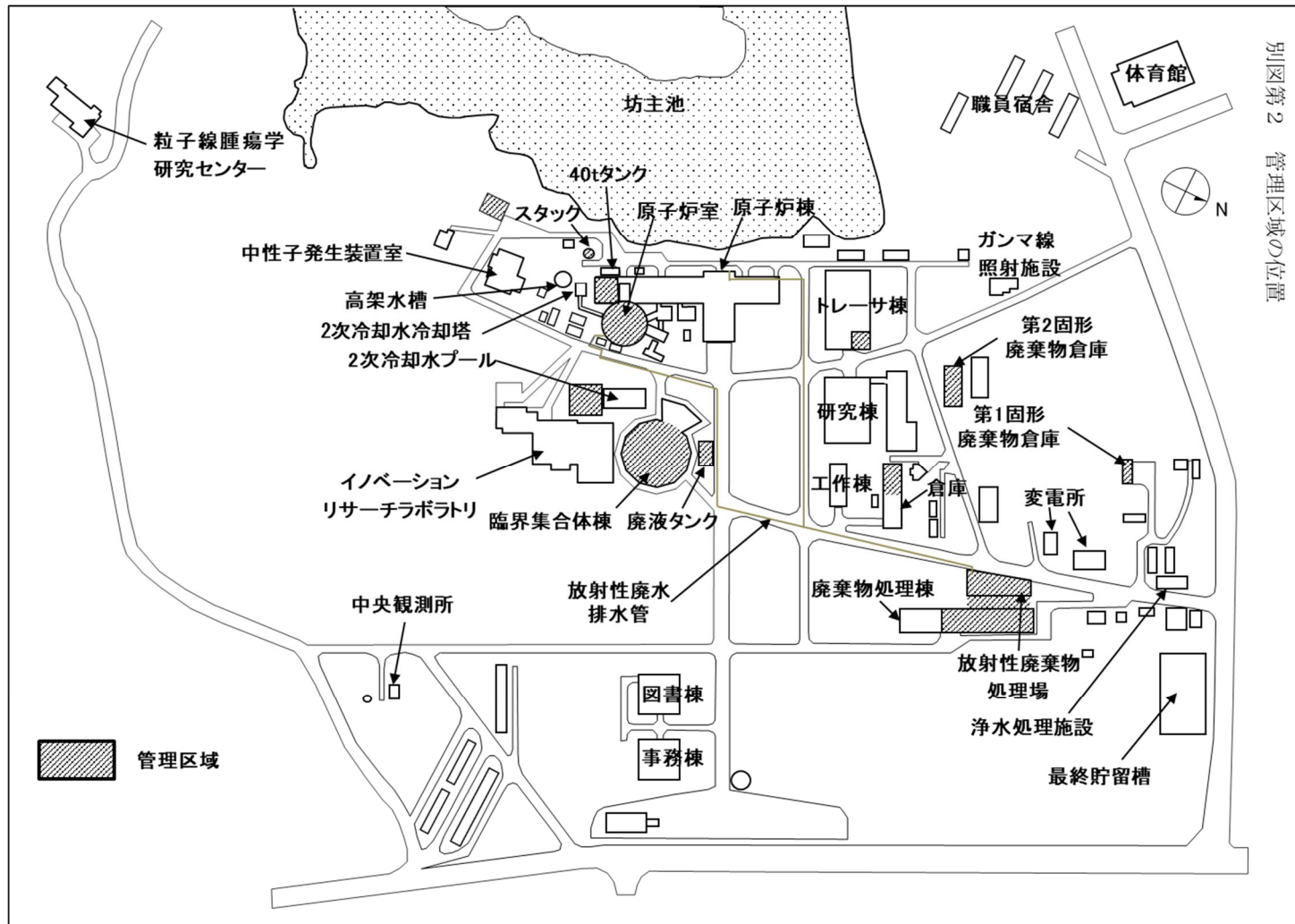


別図第2 管理区域の位置

図面の修正
(建物の追加、削除等)

変更前

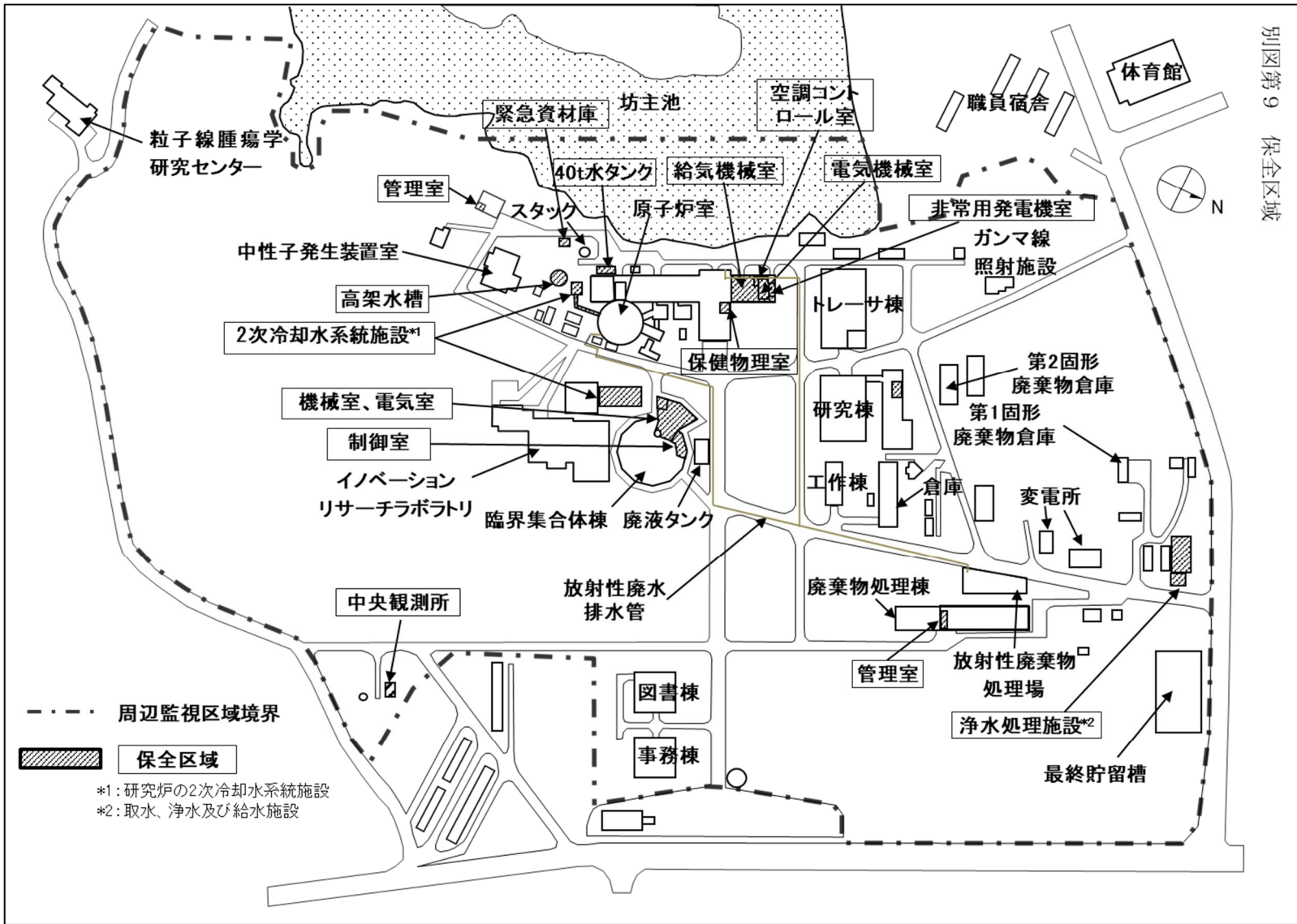
別図第2 管理区域の位置



別図第2 管理区域の位置

変更後

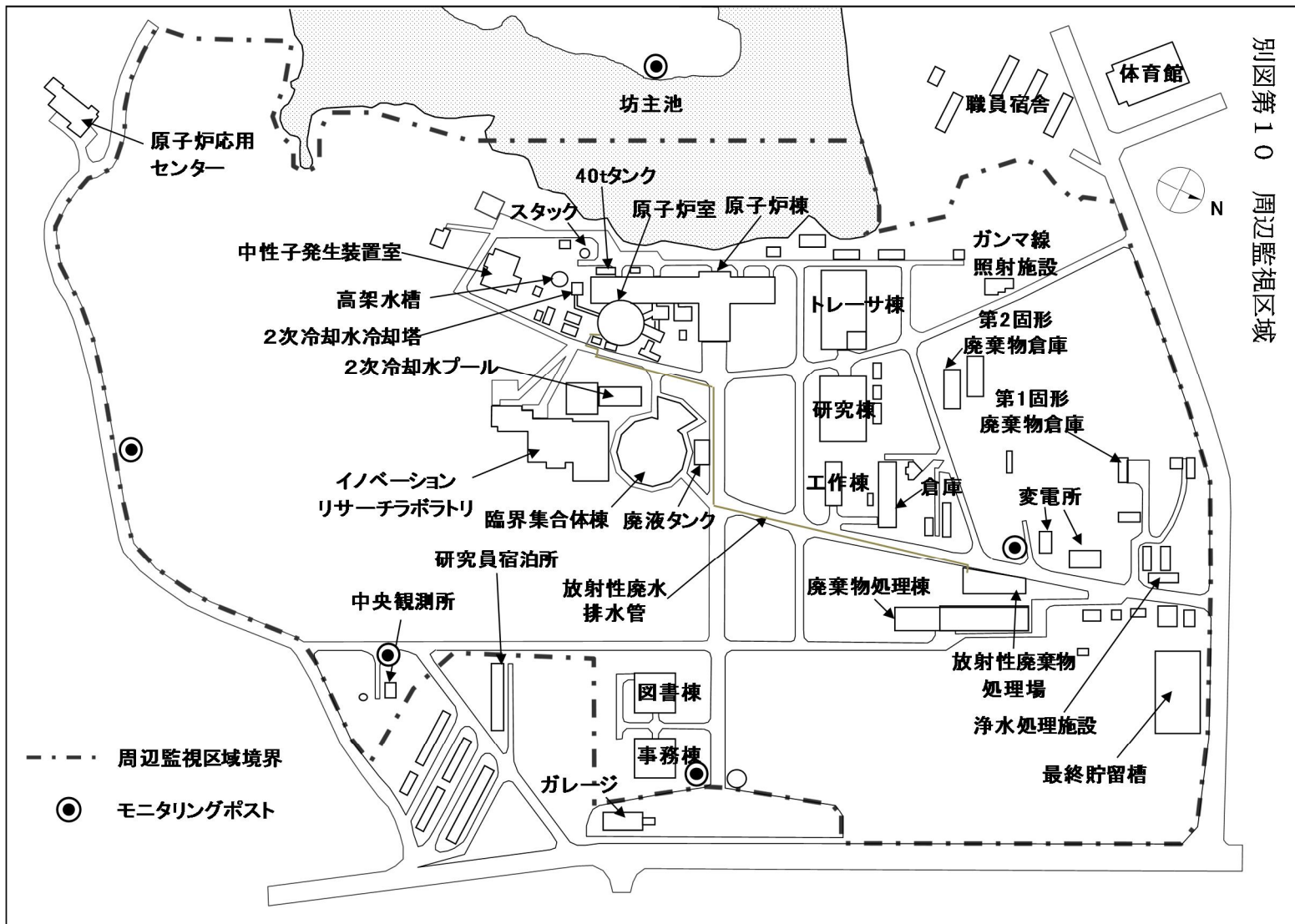
別図第9 保全区域



別図第9 保全区域

変更後

別図第10 周辺監視区域



別図第10 周辺監視区域

図面の修正
(建物の追加、削除等)

変更前

